

社会福祉法人中野市社会福祉協議会定款施行細則

(趣旨)

第1条 この施行細則は、社会福祉法人中野市社会福祉協議会定款（以下「定款」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(会長報酬)

第2条 会長報酬は、月額91,000円を支給する。

2 会長以外の理事、監事、評議員、部会員、委員等の報酬は、これを支給しない。ただし、会長以外の理事、監事、評議員、部会員、委員等には、費用を弁償することができる。

(日常の軽易な業務)

第3条 定款第30条第1項の規定による日常の軽易な業務は、次のとおりとする。

- (1) 職員の日常の労務管理・福利厚生に関すること。
- (2) 債権の免除・効力の変更のうち、当該処分が法人に有利であると認められるもの、ただし、法人運営に重大な影響があるものを除く。
- (3) 設備資金の借人に係る契約であつて予算の範囲内のもの。
- (4) 建設工事請負や物品納入等の契約のうち次のような軽微なもの。
 - ア 日常的に消費する給食材料、消耗品等の日々の購入
 - イ 施設整備の保守管理、物品の修理等
 - ウ 緊急を要する物品の購入等
- (5) 基本財産以外の固定資産の取得及び改良等のための支出並びにこれらの処分、ただし、法人運営に重大な影響があるものを除く。
- (6) 損傷その他の理由により不要となった物品又は修理を加えても使用に耐えないと認められる物品の売却又は廃棄
- (7) 予算上の予備費の支出
- (8) 利用者の日常の処遇に関すること。
- (9) 寄付金の受入れに関する決定、ただし、法人運営に重大な影響がある固定資産を除く。

(評議員の選任)

第4条 定款第10条第3項の規定による評議員の推薦の提案については、社会福祉法人の適正な運営に必要な識見を有する者のうちから推薦する。

2 前項に規定する見識を有する者については、次の各号に掲げる者を加えるものとする。

- (1) 市内の地域の代表者
- (2) 市内で社会福祉事業を経営する団体の役員
- (3) 市内で地域福祉活動を行う団体の代表者

(会員及び会費)

第5条 定款第35条の規定による会員は、本会の趣旨に賛同するものをもって会員とする。

2 会員の種類は、次のとおりとする。

- (1) 一般会員は、中野市に居住する世帯

- (2) 賛助会員は、中野市に居住する個人
- (3) 法人会員は、中野市に住所を有する法人
- (4) 特別会員は、篤志家

3 会員の会費は、次のとおりとする。

- (1) 一般会員は、年額 300 円
- (2) 賛助会員は、年額 2,000 円
- (3) 法人会員は、年額 5,000 円
- (4) 特別会員は、年額 10,000 円

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。